

議案第90号

米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例について

米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成30年11月30日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

平成31年4月1日から米原市近江はにわ館の休館日を変更するため、この案を提出するものである。

## 米原市近江はにわ館条例の一部を改正する条例

米原市近江はにわ館条例（平成17年米原市条例第313号）の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

- (1) 火曜日
- (2) 毎月第1および第3月曜日
- (3) 館内整理日(毎月第4木曜日)
- (4) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日。ただし、その日が土曜日および日曜日に当たる場合は開館日とする。
- (5) 12月28日から翌年の1月4日までの日
- (6) 第1号から第3号までに定める日が休日に当たる場合は、その翌日を休館日とする。

### 付 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

米原市近江はにわ館条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(休館日)</p> <p>第4条 はにわ館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>火曜日</u></p> <p>(2) <u>毎月第1および第3月曜日</u></p> <p>(3) <u>館内整理日(毎月第4木曜日)</u></p> <p>(4) <u>国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)の翌日。ただし、その日が土曜日および日曜日に当たる場合は開館日とする。</u></p> <p>(5) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u></p> <p>(6) <u>第1号から第3号までに定める日が休日に当たる場合は、その翌日を休館日とする。</u></p>	<p>(休館日)</p> <p>第4条 はにわ館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) <u>月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その翌日</u></p> <p>(2) <u>館内整理日(毎月第4木曜日)。ただし、その日が休日に当たる場合は、その翌日</u></p> <p>(3) <u>12月29日から翌年の1月4日までの日</u></p>	<p>・休館日の変更に伴う改正</p>